

## 尼崎市重層的支援推進事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市重層的支援推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事業目的)

第2条 本事業は、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑・複合化した地域福祉課題に対応する包括的な支援を推進することを目的とする。

## (事業内容等)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事業を一体的に推進するものとする。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第106条の4第2項に規定される次に掲げる事業

ア 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号イからニに規定する事業を一体的に行う事業）

イ 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

ウ 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号イからニに規定する事業を一体的に行う事業）

エ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

オ 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）

カ 支援計画の作成等を行う事業（法第106条の4第2項第6号）

(2) 前号に定めるもののほか、本事業の推進に資する別表1に規定する各課の事業

2 別表2に掲げる職員は、前条の事業目的の達成に向けて、その役割に基づき相互に緊密に連携し、前項に掲げる事業の一体的な推進を図ることとする。

## (包括的相談支援事業)

第4条 包括的相談支援事業の実施にあたっては、前条第1項に規定する事業を所管する各課（所管する委託先等も含む）は相互に緊密な連携を図り、次の各号に取り組むものとする。

(1) 地域住民等からの相談や地域の支援関係者・関係機関等（以下「地域の支援関係者等」という。）とのネットワークを通じて、複雑・複合化した支援ニーズや地域の潜在化する支援ニーズの把握

(2) 前号で把握した支援ニーズの実態確認等による、支援ニーズに対応した適切な支援機関へのつなぎ

2 前項の実施にあたり必要な事項については別に定める。

## (参加支援事業)

第5条 参加支援事業の実施にあたっては、第3条第1項に位置付けられた事業を所管する各課（所管する委託先等も含む）は相互に緊密な連携を図り、複雑・複合化した福祉課題を抱えた市民と社会とのつながりづくりに向けた参加支援を実施するものとする。

2 前項の実施にあたり必要な事項については別に定める。

(地域づくり事業)

第6条 地域づくり事業の実施にあたっては、第3条第1項に規定する事業を所管する各課(所管する委託先等も含む)は相互に緊密な連携を図り、次の各号に取り組むものとする。

- (1) 個別の支援ニーズに対応した地域福祉活動の把握及び新たな活動の創出
- (2) 個別避難支援等災害時要援護者支援の推進
- (3) 第3条第1項第1号アからエに位置付けられた事業を実施する上での、地域住民や地域の支援関係者等とのネットワークづくり

2 前項の実施にあたり必要な事項については別に定める。

(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

第7条 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施にあたっては、第3条第1項に規定する事業を所管する各課(所管する委託先等も含む)は、支援に拒否的であったり、課題に気づいていないことで支援が届いていない当事者に対し、信頼関係の構築を基本として必要な支援機関につなぐための支援に取り組むものとする。

2 前項の実施にあたり必要な事項については別に定める。

(多機関協働事業)

第8条 多機関協働事業の実施にあたっては、別表2に位置付けられた職員が相互に緊密な連携を図り、第3条第1項に規定する事業を所管する各課(所管する委託先等も含む)及び地域の支援関係者等と適切な役割分担のもと、第3条第1項第1号カに規定する支援計画を作成し、複雑・複合化した支援ニーズを抱えた市民の伴走支援体制を構築するものとする。

2 前項の実施にあたり必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。

別表 1

所管課
ダイバーシティ推進課
地域総合センター担当
中央地域課
小田地域課
大庄地域課
立花地域課
武庫地域課
園田地域課
北部保健福祉管理課
北部保護第1担当
北部保護第2担当
南部保健福祉管理課
南部保護第1担当
南部保護第2担当
生活衛生課
こども青少年課
こどもの人権擁護担当
こども相談支援課
北部こども家庭支援担当
南部こども家庭支援担当
住宅管理担当

別表 2

名称	担当職員	役割
基幹包括化推進員	重層的支援推進担当職員	(1) 支援機関等の把握する情報の収集・集約 (2) 支援機関・支援関係者間の協働調整 (3) 社会資源、制度の情報共有・利用調整 (4) 支援機関等との連携に資する研修企画 等
包括化推進員	北部・南部福祉相談支援課職員	(1) 保健福祉の総合相談を基盤とした支援の総合調整 (2) 権利擁護機能（措置・成年後見制度等） (3) センター内の支援窓口間の情報共有 等
エリアマネジャー	地域振興センター所長	(1) 地域の支援関係者と連携した福祉課題の把握 (2) 自治組織、NPO、社会福祉法人等の地域活動状況の把握 (3) 学校、警察、消防等の社会インフラや企業との連携 (4) 社会資源の把握や開発に向けた働きかけ 等

## 備考

基幹包括化推進員及び包括化推進員を担う職員については、別途、各所属長が定めるものとする。